

ニホンウナギ

Japanese Eel *Anguilla japonica*



管理・関係機関

国際連合食糧農業機関 (FAO)
国際自然保護連合 (IUCN)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約: CITES)

生物学的特性

- 最大体長・体重: 全長 1.1 m・2.4 kg
- 寿命: 22 歳以上
- 性成熟年齢: 雌で平均 8 歳
- 産卵期・産卵場: 春～夏・マリアナ海溝近海
- 索餌期・索餌場: 周年・河川淡水域から沿岸域
- 食性: 小型魚類、甲殻類、多毛類、貝類、昆虫、ヒル類、貧毛類等 (黄ウナギ)
- 捕食者: 肉食性魚類 (幼稚魚)、鳥類 (幼稚魚)、マグロ類 (成魚)、サメ類 (成魚)

利用・用途

蒲焼き、うな井、ひつまぶし等

漁業の特徴

1970 年代以降、ニホンウナギの供給量の大部分を養殖生産が占めているが、その種苗は自然個体群のシラスウナギに依存している。冬季に日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ等の河口域に接岸するシラスウナギを手網や定置網を用いて採捕した個体及び輸入した個体を養殖業者が池入れする。成長した個体は黄ウナギと呼ばれ、天然の黄ウナギは日本では、はえ縄や鰻釜 (うなぎうけ) 等で漁獲される。

漁獲の動向

我が国における天然成魚の漁獲量は、1915～1943 年は 3,000 トン程度で安定していた。第二次世界大戦による落ち込みから 1960 年代には 3,000 トン台に一時回復したものの、1970 年以降減少している。2022 年の漁獲量は過去最低となる 59 トンであった。シラスウナギの国内採捕量は 1966 年以前においては 100 トンを超えていたが、1971 年以降は 100 トンを下回り続け、1990 年には初めて 20 トンを割り込んだ。近年の国内採捕量は変動があり、2019 年漁期 (2018 年 11 月 1 日～2019 年 10 月 31 日) の採捕量は過去最低の 3.7 トンであったが、2020 年漁期の採捕量は 17.1 トンと大幅に増加し、2023 年漁期の採捕量は 5.6 トンであった。

資源状態

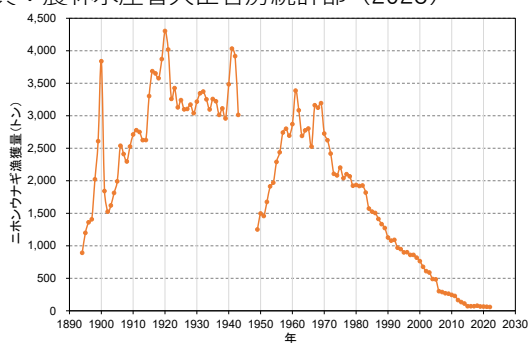
資源動向の把握には、国内の地域ごとのシラスウナギの採捕量、内水面における黄ウナギの漁獲量がまず重要な指標となる。ニホンウナギについては、今のところ地域漁業管理機関等で資源評価は行われていない。日本全体の黄ウナギの漁獲量は、2000 年代前半は 600 トンを超えていたが、2005 年以降は 500 トンを、2015 年以降は 100 トンを下回り、2022 年の漁獲量は統計が始まって以来過去最低となる 59 トンであったが、内水面漁業者の減少にも留意する必要がある。シラスウナギの採捕量は変動があるものの、1960 年代は平均 150 トンを超えていたが、2010 年以降は毎年 10 トンを下回っており、現在の我が国への来遊状況は長期的には低位であり、5 年では横ばいにあると考えられる。

| 管理方策 | |
|--|--|
| <p>日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの4者による非公式協議を踏まえて発出された「ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の保存及び管理に関する共同声明」に基づき、各国の国内法の元に池入量管理が行われている。日本では、2015年にうなぎ養殖業は内水面漁業振興法に基づく農林水産大臣の指定養殖業となった。養鰻業者には農林水産大臣の許可や池入数量等の報告が義務付けられ、各都道府県には、採捕数量や採捕から池入れまでの流通状況の把握が義務付けられた。養鰻業者毎の池入数量の上限が設定され、池入数量は法律に基づいて制限されている。また、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律において、規制の対象となる特定第一種水産動植物として2022年4月に「うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)」が指定されており、2025年12月から適用される。</p> | |

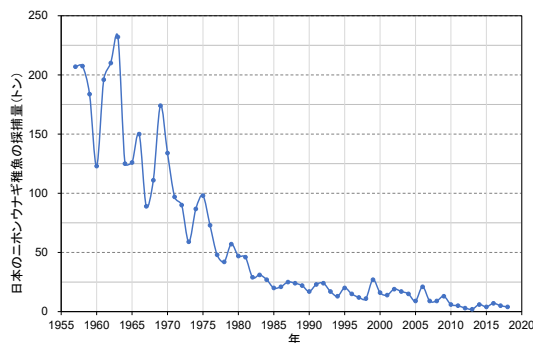
| ニホンウナギの資源の現況 (要約表) | |
|----------------------|--|
| 世界の漁獲量*1 (最近5年間) | 100~126トン 最近(2021)年:100トン 平均:117トン(2017~2021年) |
| 我が国の漁獲量*2 (最近5年間) | 59~78トン 最近(2022)年:59トン 平均:66.2トン(2018~2022年) |
| 資源評価の方法 | 海面漁業漁獲統計調査及び内水面漁獲統計調査による黄ウナギの漁獲量、シラスウナギの採捕量、岡山県の黄ウナギCPUEのトレンドを評価 |
| 資源の状態 (資源評価結果) | 黄ウナギ漁獲量(59トン、2022年)及びシラスウナギ採捕量(4トン、2018年)から資源水準は低位・資源動向は横ばいと判断(1960年代からの長期的な上記インデックスのトレンドは減少であるが、5年間でみると横ばいである) |
| 管理目標 | 検討中 |
| 管理措置 | 養殖種苗の池入数量管理 仔稚魚の採捕禁止措置(漁業調整規則に基づく体長制限) ※2025年12月より「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」により稚魚を「第一種水産動植物」として規制 産卵のために降河する親ウナギの採捕禁止措置 (内水面漁場管理委員会指示等に基づく禁漁期間の設定) |
| 管理機関・関係機関 | FAO、IUCN、CITES |
| 最新の資源評価年 | 検討中 |
| 次回の資源評価年 | 検討中 |

*1 出典:FAO(2023)

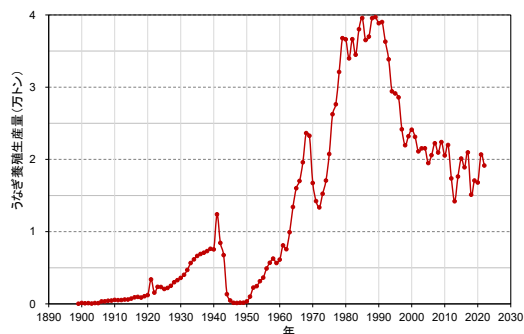
*2 出典:農林水産省大臣官房統計部(2023)



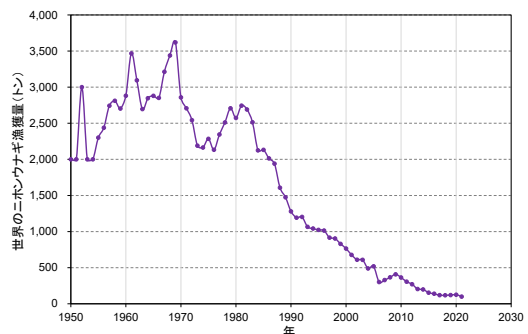
日本におけるニホンウナギ天然成魚(黄ウナギ)の漁獲量(1894~2022年)



日本におけるニホンウナギ稚魚(シラスウナギ・クロコを含む)の採捕量(1957~2018年)



日本におけるウナギの養殖生産量(1899~2022年)



世界のニホンウナギ漁獲量(1950~2021年)
中国の漁獲量は含まない。